(公財) 日本バドミントン協会 競技審判部長 山田順一郎

1.15mサービス高の固定の実施ならびに

公認審判員資格検定会講習会ルール教本 2019 (緑本) の 発行について

平素から本会の競技審判活動の普及発展にご理解とご尽力を賜り誠に有難うございます。さて、1.15mのサービス高固定につきましては昨年12月に開催されましたBWF理事会において1.15mサービス高の固定について協議がなされ、1.15mサービス高の固定が継続して実施されることが決まりました。本会は一部の国際大会を除いて平成30年度はサービス高の固定は採用しないこととしてきましたが、この結果を受け本会としまして2019年度4月1日より、競技規則を下記の通り改訂し施行することにしました。つきましては関係方面への周知徹底をよろしくお願いいたします。

また、競技規則書(赤本)については、2018-2019版を既に発刊していることから2019年度につきましては改訂版を発刊せず、毎年発刊している公認審判員資格検定会講習会ルール教本2019(緑本)において他の改訂部分も含め掲載し、競技規則書(赤本)の改訂版に代わるものとすることとしましたご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

(現行)

競技規則 第9条 第1項(取り消し線は現行の条文から抹消される箇所を示す)

- (6) ①サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。
 - ②実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければならない。(平成 30 年度は採用しない)
- (7)サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。(上記 (6) ②の施行の場合は本項は削除)

(改訂後)

競技規則 第9条 第1項

(6) サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければならない。

以上